

# 令和5年度第1回評議員選定委員会

(令和6年2月16日開催)

## 議 案 書

### 議 案

第1号議案 評議員選定委員会委員長の件

第2号議案 新評議員として大川哲也氏の選定の件

公益財団法人明日佳

### 第1号議案 評議員選定委員会委員長の件

本法人「評議員選定委員会設置及び運営規程」第4条1項で委員会に委員長を置くこと。また、2項では委員長は、委員の互選により選任することとされていることから、理事長として本法人事務局長を推薦したい。この案を互選としてお認め頂きたい。

### 第2号議案 新評議員として大川哲也氏の選定の件

本法人「評議員選定委員会設置及び運営規程」第7条で「理事会が評議員候補者を推薦する場合は、推薦内容の説明のため次に掲げる内容を記載した書類を委員会に提出するものとするとして定められている。

提出の内容は、「(1) 候補者の経歴」「(2) 候補者を候補者として推薦した理由」「(3) 候補者と財団及び財団役員等（理事、監事及び評議員）との関係」「(4) 当該候補者の兼職状況」であることから下記に説明する。

「(1)及び(4)」については、別添の経歴書により示すものである。

「(2)」については、本法人の令和5年12月20日登記の定款変更により「児童養護施設に処遇されている小学生に学習支援を行うNPO法人等への助成」を目的とした追記したことから、特に児童養護施設等の福祉にこのほか深い見識と知識を有する大川哲也氏は本法人評議員として適任である。

「(3)」については、本法人定款第13条に示されている「この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人」「過去に前号に規定する者となったことがある者」「第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)」ではない。

このことから、本法人評議員として候補者の大川哲也氏をお認め頂きたい。

別添 大川哲也氏の経歴書

経 歴 書

氏 名 大 川 哲 也

生 年 月 日 昭和41年1月12日生(58歳)

事 務 所 札幌市中央区北4条西20丁目1番28号 N420ビル

弁護士法人橋本・大川合同法律事務所

学 歴 昭和63年3月 京都大学法学部卒業

平成4年4月 最高裁判所司法研修終了

現 職 平成4年4月 日本弁護士連合会弁護士登録

弁護士法人橋本・大川合同法律事務所代表社員

株式会社カナモト取締役

株式会社ニッセンレンエスコート監査役

職 務 経 歴 書 平成20年4月 札幌弁護士会 副会長就任(任期1年)

平成24年10月 NPO法人「子どもシェルターレラピリカ」副理事長就任

平成25年4月 北海道大学法学研究科 特任教授就任(任期2年)

平成25年10月 北海道人事委員就任(平成29年3月まで)

平成27年4月 北海道弁護士会連合会常務理事就任(任期1年)

平成29年4月 札幌弁護士会 会長就任(任期1年)

平成30年4月 北海道弁護士会連合会 理事長就任(任期1年)

令和2年4月 日本弁護士連合会 副会長就任(任期1年)

## 公益財団法人明日佳 評議員選定委員会設置及び運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人明日佳(以下「当法人」という。)定款第13条第4項の規定に基づき、評議員を選定するための「評議員選定委員会」の設置及びその運営について定めることを目的とする。

### (設置及び委員)

第2条 当法人に評議員選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名のほか、第4項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 前項の評議員、監事からの委員を選任するに当たっては、評議員及び監事による互選とし、事務局からの委員は当法人の事務局長の職にある者をあてる。

4 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 当法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む)

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、委員会設置の日から、委員会が選定した評議員の任期が満了する日までとし、再任を妨げないものとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任する。

3 委員会の議長は、委員長とする。

### (招集)

第5条 委員会は理事長が招集する。

### (委員会の成立)

第6条 委員会は、委員のうち少なくとも外部委員1名を含む過半数の委員が出席することにより成立する。

### (評議員の選定)

第7条 評議員会及び理事会が評議員候補者を推薦する場合は、推薦内容の説明のため次に掲げる内容を記載した書類を委員会に提出するものとする。

(1) 候補者の経歴

(2) 候補者を候補者として推薦した理由

(3) 候補者と財団及び財団役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

2 評議員の選定は、原則として候補者 1 名ごとに行い、少なくとも外部委員 1 名を含む出席委員の過半数の賛成がなければ行うことができない。

3 出席委員の全員が賛成した場合、候補者全員を対象として選定を行うことができる。選定は前項と同様の賛成がなければ行うことができない。

4 委員会の評決には、委員長も参加する。

(議事録)

第 8 条 評議員選定委員会の議事については、議事録を作成し、出席したすべての評議員選定委員は、これに記名押印しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 9 条 委員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用は弁償する。

(事務局)

第 10 条 委員会の事務は、事務局がこれに当たる。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 11 月 17 日から施行する。

(平成 29 年 11 月 17 日理事会議決)